

健取団・消
費者相談室

22年度の受付件数、67件減の84件

都道府
県別は 大阪で減少、問題事例を指導

健康関連取引適正事業団（事務局・名古屋市中東区、赤堀真二理事長）の「消費者相談室」が2022年度（22年2月～23年1月）に受け付けた相談の総件数は前年度比67件減の84件だった。過去5年の件数は18年度1146件、19年度1157件、20年度1177件、21年度1151件で、初年度は84件を受け付けた。全体の92%を占めた。前年度比は58%の減少。内訳は「消費者」からが81件、「関係機関（消費者行政担当課、消費生活センター、警察）」が3件で、前年度比は「消費者」が59件減、「関係機関」が1件増。

都道府県別に見た受付件数は8件の大阪府がトップ。大阪府は20～21年度も最多だった。前年度は1件に減少。前年度は、北海道で営業する加盟企業が「消費者相談室」の周知を図ったため、多くの相談が寄せられたとみられるという。

を受けた宣伝講習販売企業を暫定会員として受け入れ（同年10月に正式加盟）。この会社が大阪を拠点に営業することから20～21年は関連相談が多く寄せられていた。

相談の本身は、例年同様に問い合わせが中心だったが、事務局による調査で問題を把握した事例は改善指導を実施。指導した主な事例には、免疫に対する効力を示唆した健康商品の提案、宣講販売場での特売品の無償提供などがあった。また、80歳以上の新規契約・販売を禁じる自主規制に抵触したケースでも指導を行った。

非加盟の「員外」企業に関わる相談は7件を受け付け、前年度比は2件減。消費生活センター等の行政による照会が5件を占め、うち3件は神奈川県からだった。主な事例には、商品購入時に法定書面が交付されなかった疑いがある宣講販の情報が提供依頼や、過去に加盟していた宣講販から寝具を購入した消費者による処分の申し出などがあった。

高年齢者が訪販で
新聞購読を契約

北海道の相談事例

【相談内容】

80代の母が、7日前に来訪した事業者から

東京都
連鎖販売3社に業務停止9カ月
アプリで勧誘、虚偽申告させ借金

マッチングアプリで知り合った大学生に借金をさせ、情報商材入りタブレットPCの購入やビジネススクールの受講を契約させたとして、東京都は3月6日、特定商取引法違反で連鎖販売取引等の事業者計3社に業務停止9カ月を指示した。

③「President」

1人の計4人に禁止命令も出した。

処分されたのは①「Pioneer」（パイオニア）（旧社名利用等を許諾し、総務事務を担当していた。処分内容は3社の連鎖販売事業および訪問販売事業に対する9カ月の業務停止と指示。

訪販ニュース社 記事

2023年 3月16日号

・2022年度の健取団消費者相談室

の概要を情報提供致しました。



健康関連取引適正事業団 事務局